新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県訓練手当支給規則(抜粋) | 高知県訓練手当支給規則(抜粋) |
| 本則 | 本則 |
|  |  |
| (趣旨)  第1条　この規則は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第18条第2号に掲げる給付金のうち、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。)第2条第2項、第3項及び第5項並びに附則第2条第1項第2号の規定に該当する者(省令第2条第2項第9号に該当する求職者であって、同項の規定に該当するものを除く。)に係る給付金(以下「訓練手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨)  第1条　この規則は、雇用対策法(昭和41年法律第132号。以下「法」という。)第18条第2号に掲げる給付金のうち、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。)第2条第2項、第3項及び第5項並びに附則第2条第1項第2号の規定に該当する者(省令第2条第2項第9号に該当する求職者であって、同項の規定に該当するものを除く。)に係る給付金(以下「訓練手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 |
|  |  |